

**令和5年 第 12 回**

**甲斐市農業委員会議事録**

**令和5年11月27日**

1 日 時 令和5年11月27日(月) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎 新館2階 防災対策室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件  
報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件  
報告第21号 農地法第18条第6項の規定による届出の件  
議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請の件  
議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積  
計画の承認の件  
議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積  
計画の承認の件(農地中間管理事業)  
議案第44号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する  
法律に基づく承認の件

4 欠席委員

5 議事録署名委員 9番 岡田 武 委員、10番 箭本 一 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 尚

農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

農業委員会事務局庶務係 河野 慎

7 閉 会： 午後3時分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。  
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和5年第12回の農業委員会総会を開催致します。  
山本会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしく  
お願いします。

【議長（会長）】

（あいさつ）

本日の出席委員は19人です。定足数に達しておりますので直ちに会  
議を開きます。

（日程第1議事録  
署名委員の指名）

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、9番岡田委員と10番箭本委員を指名致します。

（日程第2会期  
の決定）

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。  
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ござい  
ませんか。

（異議なしの声）

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

（日程第3議事）  
（報告第19号）

【議長】

報告第19号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を上  
程致します。

事務局に番号7番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 1 ページをお願いします。市街化区域の転用ですので報告となります。

農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により、農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規程第 3 条により専決処分しましたので報告します。

番号 7 番、地図公図は 1 ページ、2 ページになります。

竜王●●、面積 260 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが敷地拡張するための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議事に移ります。

(報告第 20 号)

【議長】

「報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に番号 36 番から 39 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 2 ページをお願いします。こちらも市街化区域の転用ですので報告となります。

農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 36 番、地図公図は 3 ページ、4 ページになります。

万才●●、面積 76 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんから大月市の●●さん、●●さんに所有権移転により貸駐車場にするための転用の届出が

出ています。

続きまして

番号 37 番 地図公図は 5 ページ、6 ページになります。

名取●●ほか 3 筆、合計面積 436 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんから神奈川県●●市の●●に、所有権移転により宅地分譲 2 区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 38 番 地図公図は 7 ページ、8 ページになります。

大下条●●、面積 1869 m<sup>2</sup>を甲府市●●の●●さんが甲斐市●●の●●に、賃貸借により資材置場にするための一時転用の届出が出ています。一時転用期間は令和 6 年 3 月 31 日までです。

続きまして、資料 3 ページをお願いします。

番号 39 番 地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

竜王●●ほか 1 筆、合計面積 1535 m<sup>2</sup>を甲府市●●の●●さんから甲斐市●●の株式会社●●栄に、所有権移転により宅地分譲 6 区画にするための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議事に移ります。

(報告第 21 号)

【議長】

「報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の件」を上程致します。事務局に番号 10 番から 11 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 4 ページをお願いいたします。

農地法第 18 条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号 10 番、地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

西八幡●●ほか1筆、合計面積1469㎡。かし人が●●さん、かり人が南アルプス市の●●さんです。令和4年2月1日から5年間有償で利用権の設定がされていましたが合意解約をしたものです。

解約届出日は令和5年11月10日です。

この案件は後の農地法3条の議案番号30番と同一土地です。

続きまして

番号11番、地図公図は13ページから15ページになります。

龍地●●ほか2筆、合計面積1662㎡。かし人が甲斐市●●の●●さんほか共有者3名、かり人が甲斐市●●の●●さんです。令和3年11月1日から10年間有償で利用権の設定がされていましたが合意解約をしたものです。

解約届出日は令和5年11月10日です。

この案件は後の農地法3条の議案番号31番と同一土地です。

説明は以上です。はい、議長

資料4ページをお願いいたします。

農地法第18条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号7番、地図公図は13ページ、14ページになります。

宇津谷●●、面積1443㎡。かし人が甲斐市●●の●●さん、かり人が甲斐市●●の●●さんです。平成25年1月1日から15年間有償で利用権の設定がされていましたが合意解約をしたものです。

解約届出日は令和5年9月19日です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第41号)

【議長】

議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号30番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 5 ページをお願いします。

農地法 3 条は、農地を農地としての所有権移転や貸借、権利設定などをする場合の申請になります。

番号 30 番、地図公図は戻っていただきまして 11 ページ、12 ページになります。

西八幡●●ほか 1 筆、合計面積 1469 m<sup>2</sup>を南アルプス市の●●さんの成年後見人●●さんから甲府市上石田の丸●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で盆栽の苗木の栽培を予定しています。所有機械については刈払い機です。

モニターの写真は南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に、現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。

【●番●●委員】

見てのとおり若干雑草等があるのですが、盆栽の栽培ということで、何ら問題ないと思います。

また、たまに現地を訪れて様子を確認したいと思います。

【議長】

次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●委員の説明のとおり、現地は若干荒れております。

今回第 3 条の申請によりまして、苗木の栽培ということでございます。

荒れてはおりますが、今後の手入れにより農地としての活用が見込まれます。

苗木の栽培が順調にできれば良いのですが、途中で辞めてしまうようなことがあると、耕作放棄地化が懸念されますので、今後も注視していきたいと考えており、所有権移転は問題ないと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 30 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します  
続きまして事務局に番号 31 番の説明を求めます。

【事務局】

はい議長

番号 31 番、地図公図は 13 ページから 15 ページになります。

龍地●●ほか 2 筆、合計面積 1662 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんほか共  
有者 3 名から甲斐市●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のため  
の許可申請が提出されました。

申請地でブドウの栽培を予定しています。所有機械についてはスピ  
ードプレイヤー、乗用モア、トラクターです。

モニターの写真は 6065-1 の北西側からと 6076-1 の北西側からと  
6077-2 の南西側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番 ●●委員 お願いします。

【●番●●委員】

●●さんは既に周辺でブドウを栽培しておりまして、そういう面では  
適していると思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

ブドウ棚ができていますので、何ら問題ないと思います。  
ご審議よろしくをお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 31 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。  
続きまして事務局に 番号 32 番 の説明を求めます。

【事務局】

はい議長

番号 32 番、地図公図は 16 ページ、17 ページになります。

大下条●●、面積 35 m<sup>2</sup>を●●から甲斐市●●の●●さんに有償移転  
により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

本案件は、水路用地の用途廃止に伴う払い下げによるものです。  
申請地で水稲の栽培、また、一部稲作用資材の置場としての利用を  
予定しています。所有機械については、トラクター、田植機、脱穀機、  
管理機です。

モニターの写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

【事務局】

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●番●●委員】

周辺は宅地になっておりますので、必要がない水路ということで、  
払い下げは問題ないと思います。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

現状は一枚の田になっていますが、昔は二枚だったように記憶して  
いますが、田へ引き込む水路ですが、現状一枚で、耕作の効率化に資  
するということで何ら問題ないと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 32 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 42 号)

【議長】

「議案第 42 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件」を  
上程致します。

事務局に番号 45 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 6 ページをお願いします。

農地法 5 条ですので転用を伴う権利移動の案件になります。

番号 45 番、地図公図は 18 ページ、19 ページになります。

下今井●●、面積 542 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんから甲府市●●の

●●株式会社に所有権移転により建売分譲2区画にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する3種農地です。

1区画の面積は268.92㎡から275.57㎡で、建築予定面積は60.71㎡の2階建ての計画。

排水については、汚水は合併浄化槽で処理隣接の道路側溝に放流、雨水も同じく道路側溝に放流の計画です。

資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。

【●番●●委員】

排水路は合併浄化槽を設け、道路側溝に流すとのことでした。

特段問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】

次に●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

周囲には住宅やケアセンターが建っておりまして、環境的には問題ないと思います。

また、道路に面しておりまして、大きな問題はないと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号45番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号46番 の説明を求めます。

【事務局】

はい議長

番号46番、地図公図は20ページ、21ページになります。

龍地●●ほか1筆、合計面積487㎡を甲斐市●●の●●さんから甲

斐市●●の●●さんに使用貸借により個人住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する3種農地です。

建築予定面積は60.71㎡の2階建ての計画。

排水については、汚水は公共下水道に放流、雨水は浸透枳を2箇所設けて処理の計画です。

資金証明、土地利用計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。

【●番●●委員】

親子関係で譲渡するようですが、場所とすれば宅地で十分ですが、見てのとおり、高低差が相当あるので、農業委員会としては許可ですが、建築において何か問題が出た時は、考えなければならないこともあると思うので、ご審議よろしくをお願いします。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

下の住宅は親のものであり、特に問題ないと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号46番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号47番 の説明を求めます。

【事務局】

はい議長

番号47番、地図公図は22ページ、23ページになります。

篠原●●、面積576㎡を甲斐市●●の●●さんから甲斐市●●の●●に賃貸借により資材置場にするための一時転用の許可申請が提出されました。

一時転用期間は令和6年3月30日までです。  
雨水排水については、自然浸透の計画です。  
事業計画書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。  
モニターの写真は北側から撮影したものです。

【議長】 事務局の説明は以上です。  
次に現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。

【●番●●委員】 既に更地になっておりまして、公共事業の工事がもうすぐ終わるといふことで、周辺は排水の問題もなく、コンテナを置く程度の内容ですので、特に問題ないと考えます。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 以前も公共事業で貸しておりましたので、資材を置く予定ですが農地として機能を壊さないように資材を綺麗に撤去するようですので、問題ないかと思えます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号47番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号48番 の説明を求めます。

【事務局】 はい議長 資料7ページをお願いします。  
番号48番、地図公図は24ページ、25ページになります。  
西八幡●●ほか2筆、合計面積1208㎡を甲府市●●の●●さんから甲斐市●●の●●に所有権移転により建売分譲5区画にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は連続する農地規模が10ha未満の2種農地です。

1区画の面積は216.05㎡から248.92㎡で、建築予定面積は60.71㎡の2階建ての計画。

排水については、汚水は合併浄化槽で処理し北側水路に放流、雨水

も同じく北側水路に放流の計画です。

都市計画では市街化調整区域となっていますが、市の条例で県道の道路区域より 50mの範囲で緩和区域として住宅や店舗の建設が可能な区域となっています。

資金証明、事業計画書、土地選定書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。

【●番●●委員】 アルプス通りに面してる場所でありますので、何ら問題ないと思います。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 市街化調整区域内の農用地でありまして、都市計画法や甲斐市の条例等により建売住宅は可能だということで、道水路も完備されているということで、問題はないと思われまます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 48 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

次の議案に移ります。

(議案第 43 号)

【議長】 「議案第 43 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件」を上程致します。

事務局に 利用権設定の 番号 36 番 から 40 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 8 ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定です

番号 36 番、地図公図は 26 ページ、27 ページになります。

宇津谷●●、面積 293 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに畑を 5 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10 アールあたり●●円です。

続きまして

番号 37 番、地図公図は 28 ページ、29 ページになります。

西八幡●●、面積 835 m<sup>2</sup>を甲府市●●の●●さんが甲府市●●の●●さんに田を 5 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

畑として利用し引き続き野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10 アールあたり●●円です。

続きまして

番号 38 番、地図公図は 30 ページ、31 ページになります。

西八幡●●、面積 835 m<sup>2</sup>を甲府市●●の●●さんが甲府市●●の●●さんに田を 5 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

畑として利用し引き続き野菜の栽培を予定しています。賃借料は無償です。

続きまして、資料 9 ページをお願いします

番号 39 番、地図公図は 32 ページ、33 ページになります。

万才●●、面積 295 m<sup>2</sup>を埼玉県さいたま市の●●さんが昭和町●●の●●さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き水稲の栽培を予定しています。賃借料は無償です。

つづきまして

番号 40 番、地図公図は 34 ページ、35 ページになります。

岩森●●、面積 3554 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに畑を 3 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続きブドウの栽培を予定しています。賃借料は 10 アールあたり●●円です。

説明は以上です。

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

【議長】 質問がないようですので、番号 36 番 から 40 番を承認することに決定致します。

次の議案に移ります。

(議案第 44 号) 「議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるもの」を上程致します。

【議長】

事務局に 利用権設定の番号 1 番から 4 番の説明を求めます。

【事務局】

資料 10 ページをお願いします。

山梨県の中間管理機構を通した利用権設定となります。中間管理機構が土地所有者から借り上げて配分者に貸し付ける仕組みとなっています。

番号 1 番、地図公図は 36 ページから 37 ページになります。

上芦沢●●、面積 124 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが●●に畑を 10 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

公社の配分予定者は甲斐市上芦沢●●番地の●●で賃料は無償、ハウスを設置し花きの栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農地利用集積等促進計画に基づき令和 6 年 1 月 1 日から 10 年間貸し付ける計画となっています。

続きまして

番号 2 番、地図公図は 38 ページ・39 ページになります。

宇津谷●●ほか 1 筆、合計面積 2296 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の故●●さんの相続人代表者●●さんが公益財団法人山梨県農業公社に畑を 3 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

公社の配分予定者は甲斐市宇津谷●●番地の●●さんで賃料は無償、引き続き野菜の栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農地利用集積等促進計画に基づき令和 6 年 1 月 1 日から 3 年間貸し付ける計画となっています。

続きまして

番号 3 番 地図公図は 40 ページ・41 ページになります。

大袋●●、面積 1895 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業公社に畑を 10 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

公社の配分予定者は甲斐市大久保●●番地の●●さんで賃料は無償、ブドウの栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農地利用集積等促進計画に基づき令和 6 年 3 月 1 日から 9 年 10 ヶ月間貸し付ける計画となっています。

続きまして 資料 11 ページをお願いします。

番号 4 番 地図公図は 42 ページ・43 ページになります。

大久保●●、面積 961 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業公社に畑を 10 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

公社の配分予定者は甲斐市大久保●●番地の●●さんで賃料は 10a あたり●●円。ブドウの栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農地利用集積等促進計画に基づき令和 6 年 3 月 1 日から 9 年 10 ヶ月間貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

【●番●●委員】

勉強不足で申し訳ないが、農業公社が利用権の設定をして、各個人に配分して何かメリットがあるのか。

【事務局】

公社が入る中間管理事業というのがあるのですが、今現在市の利用権設定のパターンと、中間管理機構が入るという 2 つのパターンがある。

以前から言っている地域計画が成立すると、中間管理機構を通した貸し借りしかできなくなる。

中間管理機構を通すメリットは、機構を通すことによって土地を貸す人と借りる人の時に、借りる人が色々な人から土地を借りると、それぞれに賃料を払わなければならないが、公社へ一括して纏めると賃料を公社へ納めるだけで、公社が地権者に払ってくれるようなことがあったり、中間管理機構の利用権を設定することが交付金の条件になっていたりするるので、そのようなメリットがある。

【●番●●委員】

助成金が出ることもあるのか。

【事務局】

そうではなくて、助成金を申請する場合に中間管理機構の利用権を設定することが条件になったりするということ。

【議長】

他に質問がないようですので、番号1番から4番を承認することに決定致します。

次の議案に移ります。

(議案第45番)

【議長】

「議案第45号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく承認の件」を上程致します。

事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料12ページをお願いします。

番号1番、地図公図は44ページ、45ページになります。

「特定農地貸付けに関する農地法等の特定に関する法律」3条第1項の規定に基づき市民農園を開設する承認申請が出ています。

権利を設定する農地は、牛久●●、面積1093㎡、土地所有者、甲斐市●●の亡き●●さんの代表相続人●●さん、事業実施主体は●●です。

申請地で市民農園16区画を開設、1区画の面積は40㎡の計画です。●●の貸付規定により、貸付期間は1年間、1年ごと契約更新し、1区画の使用料は●●円の設定で運営の計画です。農園の利用開始は令和6年4月1日からの予定です。

なお、承認後は市と農地所有者との貸借契約をし、市から●●に貸し付ける契約をする手順となります。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

これより質疑に入ります。何か質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号1番を承認することに決定いたしま

す。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後3時分閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年12月25日

議事録署名委員 9番

---

議事録署名委員 10番

---

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之